

大規模小売店舗立地法（以下「法」という。）第6条第5項の規定により、大規模小売店舗内の店舗面積の合計を法第3条第1項の基準面積以下とする旨の届出がありましたので、法第6条第6項の規定に基づき、次のとおり当該届出の概要を公告します。

令和3年11月4日

京都市長 門川 大作

1 届出者の氏名及び住所

株式会社近畿建物

代表取締役 朝田 佳鶴子

京都市左京区聖護院蓮華蔵町31番地 近建第二ビル3階

2 届出の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

近建第一ビル

京都市左京区聖護院蓮華蔵町31番地1

(2) 大規模小売店舗内の廃止前の店舗面積の合計

1,322㎡

(3) 大規模小売店舗内の廃止後の店舗面積の合計

0㎡

(4) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計が基準面積（1,000㎡）以下となった日

令和3年10月1日

(5) 変更する理由

建物老朽化に伴う建替えのため

3 届出年月日

令和3年10月12日

(産業観光局地域企業イノベーション推進室)